

## しがぎん 特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する事項を明確にすることを目的とするものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、投資信託および国債ならびに地方債をいいます。

また、申込者が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、投資信託の収益分配金または公共債の利子に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするためのものです。

## 第2条（特定口座開設届出書等の申込方法）

1. 申込者が当行に特定口座の開設を申込むには、本規定の各条項を承諾のうえ、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に必要事項を記載のうえ記名押印（または署名）し、これを当行の国内本支店に提出することによって申込むものとします。なお、本申込後、当行が申込を承諾することにより契約が成立するものとします。その際、申込者は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。
2. 申込者が当行に特定口座の開設をするには、あらかじめ当行に投資信託受益権振替決済口座または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）の開設が必要です。
3. 申込者は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。
4. 申込者が特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等（特定口座に保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の提出が必要です。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書を提出した年の翌年以降は、申込者からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取り扱いを変更することはできません。
5. 申込者が当行に対して、次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出することにより、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領している場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、申込者は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の

申し出をすることはできません。

### 第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の申込方法）

1. 前条第4項の特定口座源泉徴収選択届出書を提出した申込者は、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることになるため、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出する必要があります。
2. 申込者が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出する必要があります。なお、当行では、特定口座源泉徴収選択届出書を提出した申込者は、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることになるため、当該特例を受けることをやめる場合には、特定口座源泉徴収選択廃止届出書もあわせて提出する必要があります。

### 第4条（特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録）

特定口座に係る振替口座簿への特定口座内保管上場株式等の記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に定める当該特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について当該記録を他の取引に関する記録と区分するための勘定をいいます。以下同じ。）にします。

### 第5条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等は、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分するための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。

### 第6条（特定口座を通じた取引）

1. 特定口座を開設した申込者が、特定口座で行う当行との上場株式等の募集、買付取引は、申込者から特に申出がない限り、すべて特定保管勘定を通じて行います。また、特定口座での『しがぎん』投信積立における買付取引は、すべて特定保管勘定を通じて行います。
2. 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」に基づく非課税口座を開設している申込者については、上場株式等（非上場の公募株式投資信託に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定を通じて行うか、特定保管勘定を通じて行うかを選択するものとします。なお申込者の買付額が非課税口座の年間上限額を超える場合、年間上限額に達するまでは非課税口座、年間上限額を超える部分は特定口座（特定口座が無い場合は一般口座）での買付となります。

### 第7条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算は、法その他関係法令の定めに基づいて行います。

## 第8条（源泉徴収）

1. 申込者が特定口座源泉徴収選択届出書を提出した場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した場合には、当行は法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税・地方税の源泉徴収および特別徴収・還付します。
2. 源泉徴収および特別徴収・還付は、振替決済口座の指定預金口座からの引き落とし、または入金とします。指定預金口座からの引き落としの際には、当座勘定規定または普通預金規定・総合口座取引規定にかかわらず、小切手または普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書の提出は省略するものとします。

## 第9条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は申込者の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- (1) 申込者が特定口座開設届出書を提出後に、当行で募集、買付の申込みをして取得し、または当行から取得した非上場の公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または国債もしくは地方債（以下「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- (2) 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた特定口座、もしくは特定口座以外の口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録しているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）したもの。
- (3) 申込者が贈与、相続または遺贈により取得した非上場の公募株式投資信託で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録しているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）したもの。
- (4) 申込者が当行に開設する非課税口座、又は当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた非上場の公募株式投資信託で、所定の方法により、申込者が当行に開設している特定口座へ移管により受け入れるもの。

## 第10条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

1. 当行は、申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行が所得税および住民税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座を開設している当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録している法第37条の11の3に規定する非上場の投資信託または公共債に係るものに限り）のみを受け入れます。
2. 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子を支払いをする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けている特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

## 第11条（譲渡の方法）

申込者は、特定保管勘定にかかる振替口座簿に記載または記録している上場株式等の譲渡は、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由する方法により行うものとします。

#### 第12条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

申込者が特定口座から上場株式等の全部または一部を払出した場合には、当行は、申込者に対し、施行令の定めるところにより当該払出しを書面で通知します。

#### 第13条（上場株式等の移管）

当行では、当行の特定口座内の上場株式等を当行以外の金融機関の特定口座へ移管すること、ならびに当行以外の金融機関の特定口座内の上場株式等を当行の特定口座へ移管することはできません。

#### 第14条（特定口座への上場株式等の受け入れ方法）

1. 当行は第9条に規定する特定口座への上場株式等の受け入れを、施行令の定めるところにより行います。
2. 第9条に定めのない上場株式等についても、当行は施行令の定めるところにより受け入れを行うことがあります。

#### 第15条（特定口座年間取引報告書の送付）

1. 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに申込者に交付します。また、第17条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付します。
2. 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通は申込者へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

#### 第16条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出た印章、氏名、住所、当行の営業所（移管）、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、申込者は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。）またはその他当行が定める書面により当行に届け出ることを要します。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、申込者に「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示願ひ、確認します。

#### 第17条（特定口座の廃止）

1. この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、申込者の特定口座は廃止するものとします。
  - (1) 申込者が当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行が申込者に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り）がある場合は、当該特定口座廃止届出書は、当行が申込者に対して当該上場株式等の配当等の交付した日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等に交付をする場合にはこれらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出があったものとみなします。
  - (2) 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条10の8に規定されるものをいいます。）の提出が

あり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。

(3) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

(4) 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされません。

2. 前項の規定に基づき特定口座の契約が終了したときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

#### 第18条（法令・諸規則等の適用）

この規定に定めのない事項は、法、地方税法、関係政省令、諸規則、証券振替決済口座管理規定・自動けいぞく（累積）投資約款・投信積立規定等にしがって取扱うものとします。

#### 第19条（免責事項）

申込者が第16条の変更手続を怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上取り扱い等に関し申込者に生じた損害は、当行はその責めを負わないものとします。

#### 第20条（規定の変更）

1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 第21条（合意管轄）

申込者と当行の間のこの契約に関する訴訟は、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（施行期日）

この規定は、令和2年4月1日より適用します。

以 上

（2020.3 代561530号）